明示項目	明示事項	特記仕様書 (施工条件明示—纜表)# 及 び 内 な Mal
工程関係	Г	資材等の流用 □ 仮設及び工事用道路等の調整 □
	(別途工事名:同処理分区における上水道管移設工事 及び下水道舗装復旧工事 下水道管追工事)	□ 知途協議) □ 別途協議)
	区 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	☑ 制限する工種名(全工種) 施工時期及び施工時間(8:30~17:00)
		施工方法()
	□ 加機関との協議が未完了	
		☑ 占用物件名(□ 電気 □ 電話 ☑ 水道 □ ガス □ その他())
)	その他(
用地関係	□ 用地補償物件の未処理箇所あり	
		(口 半及
	□ 仮設ヤードの有無□ 	仮設ヤード(二)百有地 二(元割): 1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、
		仮設 イート使用場面(
		仮改 / 一 ト バ・2 5 2 単版 叶離 (L- 使用条件・復旧方法(
	一	
公害対策関係	□ 施工方法の制限あり	長動 □ 水質 □ 粉じん □ 排出ガス □ その他 (
		者 村 日 工 工
	事業損大的正に蔑する調宜めり	闘当法コー (一) 強目倒た 一、変製倒た 一、小真調宜 凸、近傍多座27事間・事夜調宜 上を下水行等の道庁 一) その他 () 1 日、発存雑)
		調査方法 (□ 別途資料 □ その他 (
	□ その他() □	
安全対策関係	□ 交通安全施設等の指定あり	交通安全施設等の配置 (□ 別途図面 □ その他 () □ □ では、
		:理要員の配置 (
		2. 在吃路除汉外,在1919年,1
		四首人員数 (規制区間の起点、整点に1人すつ及び工事箇所に1人配置。殺小路については規制区間の起点、終点の 石力かに1人及び工事領所に1人動電・鉄小路かつ雑器が道路については抽制区間の指点・終点の何かかに
		1 A配置。 【各交通誘導警備員A (1 A配置)】
		更は原則
		変更の対象とする。)
		□ 交通管理要員の配置時間 ()
		交通衛
		交通管理要員配置の対象工種 ()
	□ 近接施設等に対する制限	既存施設あり、おおります。「「「」」「「」」「「」」「「」」「「」」「「」」「「」」「「」」「「」」「
		破公共施設 () 鉄道 () 電気 () 電話 () 水道 () ガス () なおぎ () 昇野 () 弁事 () 上輪 () () () () () () () () () (
		・近叛略設 (12 雑單(右債み) 凶 フロック歴 凶 ※陌 □ たの柏()) ・ 田幸ら寺治女海古戸古徳一と抽上か行べとっ
		- グランケンでは ji カンド・ブラント しな トゲーゴン ji カーン トレート・ブラコンティア ji カーン トレート・ブロンティア ji カーン トレート・ブロンティア ji カーン・アート ji カート
		・ 同校の文リの工権 ()) ・ 制限の対象 ()) ・ 制限内対象 ())
	□ 上砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり □	□ 安全防護施設等の配置 (□ 別途図面 □ その他() □ 別途協議)
		保安要員の配置 (□ 別途図面 □ その他 () □ 別途協議)
	□ 現場での安全確保 (自主施工の原則)	受注者は、工事中の適切な安 設計図書に明示された施工条
		指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。
	□ その他(□ その他(
(法) 下野母	F記号計業務事項・条件及び内容のV印当該欄は、作業に当たって制約を受け	1か受ける事となるので明示する。 三重県

(注)上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

明示項目		明示事項	□ 特記仕様書 (施工条件明示──纜表)# - w - ♂ - ┗ - Φ - №2
工事用道路関係		一般道路(搬入路)の使用制限あり 仮設道路の設置条件あり	
	□ A B	() 壁(その街(
仮設備関係		仮設備の設置条件あり	使用期間及び借地条件 (□ 別添図等 □ その他 () □ 制添図等 □ その他 () □ 制添図等 □ その他 () □ かま用あり () □ ランタの他 () □ コンタンの他 () □ コンタ
		仮設物の構造及び施工方法の指定	□ 構造及び設計条件 (□ 別統図等 □ その他 () □ 別途協議) □ 施工方法 ()
	□ か ()	() () () () () () () () () ()	
残土・産業 廃棄物関係	□ 残 士 残 士	残土処分(自由処分) 残土処分(指定処分・他工事流用)	残土処分地(□ 別途資料 □ その他(□) □ 別途協議) 運物 処分地の処理条件あり (□ 押土整地 □ その他(
	N 個 ***	羚廃棄物の処理条件あり	(□ コン塊 □ アス塊 (☑ 再生処分場 (As塊、Co □ その他 (より処分先や運搬距離を明示する場
			 □ 舗装切断時の排水処理 アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水(泥水)を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として即り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(受注者)が産業廃棄物の処理を委託正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(受注者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分や性状等)を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督員に提示しなければならない。
	一 その色) 柳()
工事文障物件関係		工事支障物件あり	② 支障物件名 (
	□ ~ あ あ の も る る の も る る る る る る る る る る る る る	の他	その他(

(注)上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

明示項目	明示事項	特記仕様書()	(施工条件明示-	—鑬表)#	及び	内容		No.3
薬液注入関係	□ 薬液注入工法等の指定あり			工法区分(注入量		材料種類 () A S S S S S S S S S S S S S S S S S S	施工範囲((
	□ 提出書類あり□ 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認			材料関係	·	(
	□ その他()		(
再生材使用関係	□ 再生材使用の指定あり	再生材 再生材:	再生Asコン □ 再 い場合の措置 (□	再生路盤材 〇 再 〇 新材に変更 〇	再生クラッシャー □ その他 (16	□ 再生コン砂))	
	□ 六価クロム溶出試験あり (環境告示第46号溶出試験)	□ 再生コンクリート砂(1購入先当	たり1	倹体の試験を行い、	試験報告書には	使用する工事名称、		
		当事三	品利用推進条例に基 ###	づく認定製品を使用	まする。ただし、	RO.	場合は、監督員と別途協議	羡
	影に製品の使用について	(認定製品の品名: 基礎砂) [注: 認定製品の品名欄についてに 注: 認定製品の品名欄についてに 下記製品を本工事で使用する場合は、	: 基礎砂) 品名欄については 使用する場合は、 正に : ***********************************	役計単価表の品名を 重県リサイクル製品 ***・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2記入すること】 B利用推進条例に in = ii	、設計単価表の品名を記入すること】 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める 三、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	るように努める。	
	一	(: 周汉乞聚二事币	ハリクート・有似・係	小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小		(
その色	□ 工事用機材の保管及び仮置きの必要あり			期間(その他(
	□ 現場発生品あり	□ B名 () 数量()保管場所	易所(その角(<u> </u>
	□ 支給品あり	品名(時期(平成 年) 数量(月 ^{日)}) 引渡場所 その他 (易所(
	□ 盛土材等工事間流用あり		運搬 □	針以外で 追	□ 別途協議	□ かの街(((
			別 派 図 等 	毎議 ○ その他	也 (m)			
	□ 現場環境改善費 (イメージアップ経費) 適用工事	□ 現場環境改善 (イメ·	(イメージアップ) の内容	(奉分) (奉分)				
		現場環境改善	_	(積上) (
	□ その他(□ その他 ((
適用条件	区 適用条件	-	三重県公共工事共通仕様書(平成28年7月版)	を適用	(部分改正を行った内容も含む	(最新改正	: 平成30年7月1日))	
		_				灩	ш	
		□ 契約後のVE提案に関する特記仕様書□ □ 要数等 基間の始業における回答する	する特記仕様書 平成 アシジュン 回旋 スタロネ	成年月 用	日を適用(三重学行品を上書い	日を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報) お合せをエキングタ性的上送事 びよらだっ	共事業情報」を参照)	
		一文光代右周の路線 海田(11年国中「11年	「文光社有同の助職にわりの回合丁たロを別権にり適田(三角国HD「三角国の公土重業権勘」を参昭)	で名無にずか後間)	10000000000000000000000000000000000000		平(月1日名	
			重米ンム六半米 桜」で多派/ 宇姑 対角 車に 核 2件 5 仕様 書	る参照	小品98年7日1日分海田	「	十重業権超一な参照)	
			米周と終上事に戻り;		0뉴(시1미 26屆)			
			おける現場技術業務制点検、現場で立会、	を [例示一(公財)観察又は検測を作	三重県建設技術で多際は、その業	センター」に委託してい 務に協力しなければなら	るので、その支援技術者ない。また、書類(施工	5. 酷 雪 二 本制 七 帳
		、計画書、報告書 、工事請負契約書: 2. 監督員から工事	、データ、図面等)(第9条に規定する監? 請負者に対する指示:	の審査に関し説明る 腎員ではなく、指5 又は通知等の支援技	で求めのれた場合、承諾、協議、協議、協議、協議、協議、	は、説明に応じなければ 検査の適否の判定等を行 う場合には、監督員から	、計画書、報告書、データ、図面等)の審査に関し説明を求められた場合は、説明に応じなければならない。ただし、支援技術者は 、工事請負契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議、検査の適否の判定等を行う権限は有しないものである。 2.監督員から工事請負者に対する指示又は通知等の支援技術者を通じて行う場合には、監督員から直接、指示又は通知があったもの	女術者は ちる。 ったもの
		とみなす。 3. 監督員の指示に 4. 本工事を担当す	とみなす。 3. 監督員の指示により工事請負者が監督員に対して行う報告又は通知は、 4. 本工事を担当する支援技術者の氏名は右記の通りである。 支援技術者	拏員に対して行う幸 t右記の通りである	8告又は通知は、 5。 支援技術者	支援技術者を通じて行うことができ ::	ことがづきる。	
		□ 設計変更を行う際には、	は、三重県設計変更ガイドライン		(平成29年7月)を参	を参考とする。(三重県IP「三	(三重県田「三重県の公共事業情報」を参照)	参照)
		☑ 設計変更(工事一時 (三重県IP「三重県	設計変更 (工事一時中止) を行う際には、三重 (三重県旧「三重県の公共事業情報」を参照)	三重県工事一時中止に係るガイドライン 参照)	1 止に係るガイト	ライン(三重県県土整備	(三重県県土整備部 平成29年7月) を参考とする。	5 t 7
		□ 設計変更 (工事一時中止) □ □ = □ へ ※ にぶ 正体 ナ	を行う際イエー	□ #		□ 漁港漁場関係工事 () 、	□ 森林整備保全事業	
			7月)における上事一時中止に徐るガイ □三重県企業庁 平成29年7月)		トフイン を参考とする。(三重県IIP	「三重県の公共事業情報」	を参照)

上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。 (H)

平成30年6月

明 示 項 目 監督の区分	明 示 事 項 □ ┣般監督	□ 特記仕様書 (施工条件明示—郷表)件 及び内 な No.4 No.4 In は:全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】
共通仕様書 第1編第1章 1-1-22条第6 頃に規定する 表1-2、表1-3	(ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、全ての工種を重点監督とする。) □ 重点監督	
入札・契約方式	□ 入札時 V E 方式□ 契約後 V E 方式□ 設計・施行一括発注方式□ アロポーザル方式□ 総合評価方式	 □ 契約前のV E 提案に基づき施工しなければならない。 □ 契約後にV E 提案を受け付ける。 □ 綱部設計の承認を受けなければならない。 □ 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件(以下「発注工事」という。)で、 貴社の評価点において発注工事の加算点(満点)の1割を減点します。
電子納品	○ 工事完成図書(工事写真含む)○ 電子納品対象外	□ 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 電子媒体の提出部数は、(区 2 部 □ () 部)とする。□ 三重県CALS電子納品運用マニュアル(平成 29 年 4 月改訂)を適用
産業廃棄物税		 ☑ 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
工事カルテ 作成・登録	□ 工事カルテ作成・登録	□ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、工事カルテ作成・登録を行うこと。
建設副産物情報 交換システム	囚 建設副産物情報交換システム	区 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システム(副産物システム、発生土システム)にデータを入力すること。
下請関係 下請企業 次数制限	☑ 下請企業の次数制限	☑ 本工事における下請の次数は、2次(建築一式工事は3次)までとする。上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。
県 御 御 所 分 所 会 大 使 大 使 大 使 大 使 大 会 一 大 会 一 大 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	☑ 県内企業の使用、管内又は隣接管内企業の優先使用	区本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方(2次以下の請負人を含む)を三重県内に本店(建設業法において規定する主たる営業所を含む)を有する者の中から選定するよう努めること。また、本建設事務所管内又は隣接する建設事務所管内に本店(建設業法において規定する主たる営業所を含む)を有する者を優先して選定するよう努めること。なお、県外企業を下請けに選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者に報告を行うこと。
県内産製品 優 先 使 用	囚 建設資材の県内産製品優先使用	☑ 本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材の優先使用するよう努めること。☑ 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。

(注)上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

明示項目 明示事項	特記仕様書(施工条件明示—纜表)件 及 び 内 容 №5
不当介入を受けた場合の措置 受けた場合の 措置	□ 暴力団員等による不当介入(三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号)を受けた場合の措置について(1)受注者は暴力団員等(三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号)による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
	(2)(1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者 への報告は必ず文書で行うこと。
	(3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
工事実態調査 □ 工事実態調査	□ 三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準に満たない額で契約し、発注者より工事実態調査の指示があった場合又は、同 実施要領で定める重点調査を経て契約した場合は、工事実能調査に協力すること。
社会保険等未加入 〇 社会保険等未加入対策 対策 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)	 図 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

工事特記仕様書

1. この仕様書は当該工事にのみ適用し、定めのない事項については三重県公共工事共通仕様書(以下「公共共仕」という。)及び三重県建設工事 執行規則によらなければならない。

2. 設計図書の照査

2-1 受注者は、契約後すみやかに本市が交付した工事図書の照査を行い、その結果を監督員に報告すること。

3. 施工計画書

- 3-1 受注者は、「公共共仕」によるほか、下記の事項に留意して計画をたてること。
- (1) 施工方法の決定にあたっては、工事の安全かつ円滑な施工の確保と公害防止に留意する。
- 施工計画を定めるにあたっては、施工現場の地質状況及び現場の施工環境に留意すること。
 - 3) 施工計画書は契約後14日以内に監督員に提出しなければならない
- 3-2 段階確認、材料確認等の計画をたて明記すること。
- 3-3 受注者は、監督員に提出した施工計画書に従って工事を施工すること。
- 施工計画の内容について監督員が「再検討」を指示した場合は、その内容について再度検討のうえすみやかに再提出すること。 3-4
- 施工計画書の内容に変更が生じた場合には、そのつど当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を提 出しなければばらない。 3–5

4. 工程表

4-1 施工計画書に従い工程表を提出すること。なお、工程表はネットワークかバーチャートとする。

5. 羅凱工

- 開削エについては、1日の作業終了毎に原則としてアスファルト舗装による復旧を行い交通解放を行うこと。(未舗装道路は除く) 5-1
- 埋戻土及び砂基礎については、「公共共仕」の4-3-3盛土エに基づき転圧を充分に行ない、復旧部分の陥没等が生じないよう施工を行 5–2
- 土留工の施工については、『建設工事公衆災害防止対策要綱』に基づき、施工を行うこと。 5–3
- 5-4 全面舗装部分については、管布設後速やかに舗装を行うこと。
- 5-5 舗装復旧部分の区画線について、舗装復旧後速やかに復旧すること。
- 主要幹線の圧送管については、施工後監督員立会のもと水圧試験を行うこと。 9-9
- マンホール間の距離が 50m を超える箇所については、管内のテレビカメラ調査を完成報告書提出前に行い調査報告書の提出及び電子媒 本にて調査映像を1部提出すること。 2–6

6. 排水処理

- エ事に伴い発生する排水については、公共用水域等の水質汚濁を防止し周囲の環境に配慮するため、関連法規を遵守し、適切な対 策を請負者の責任において講じなければならない。 6–1
- (1)受注者は、舗装切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物(汚泥)として処理しなければならない。
- 受注者は、濁水が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されていることを確かめ るとともに、監督員に提示しなければならない。
- 濁水の処理に関し、排水量に変更が生じた場合、受注者は濁水量等を取りまとめのうえ、監督員と協議を行い契約変更の対象とす
- (4) 受注者は、濁水の処分に関し、処理状況(収集・運搬・処分)を明確に把握できる写真管理を行うこと。
- (5)受注者は、濁水が生じない工法(空冷式等)を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策 (マニフェスト) に 実施するとともに、収集した粉塵については、適正な運搬・処分を実施することとし、産業廃棄物管理票

より、適正に処理されていることを確かめるとともに、監督員に提示しなければならない。

7. 現場管理一般

7-1 保安

- (1) 必要に応じ適切なフェンス、門扉等を設け、関係者以外の者が容易に立入りできない措置を講ずるものとする。
- 工事施工中の現場管理、安全管理については、本特記仕様書各条項に定めるものを除き、受注者にて自発的な措置を図り、責任をもって 事故を未然に防ぐこと。
- (3) 特に、関係車輌の交通安全対策については、遺漏のないよう執り図ること。
- 工事施工箇所(影響部分・全面舗装を含む)における掘削等の復旧部分について、1日の作業前および作業後に陥没・沈下および亀裂等 の損傷の点検を行い、もし損傷が確認された場合は速やかに補修を行うこと。 4

7-2 広報等

- (1) 工事を円滑、効率的に実施するため、受注者は必要に応じて工事内容等を地元住民および通行者に周知せしめるとともに、協力を得るた めの必要な対策を講じること。
- 工事箇所の周辺住民に対しては、特に親切を旨として十分協調し、信頼関係を保ちながら工事を進めること。 3

7-3 職員の駐在

- (1) 受注者は、工事施工中の作業時間外といえども、非常時の連絡処理ならびに工事現場の警戒取り締まりを行うこと。
- 異常気象時は、災害防止のため、休日といえども必要に応じ労務者を常駐させなければならない。 3

8. 損害補償

- 民有地等を使用する場合の土地借り上げ補償などは、全て受注者の負担と責任において行うものとする。 8–1
- 受注者は、工事の影響により損害が発生すると考えられる周辺物件、井戸等については、請負者で事前に調査を行うこと。 8–2
- 受注者は、工事完了後周辺物件、井戸等に損害が発生していないか、確認を行うこと。 8–3

事前家屋調査については三重県業務委託共通仕様書の工損調査共通仕様書に基づき実施すること。 8-4

9. 瑕疵担保

掘削等により工事施工箇所(影響部分・全面舗装を含む)の復旧部分が陥没、沈下および亀裂等の損傷が生じた場合には、速やかに補 9–1

10. 竣工時の提出書類

10-1 受注者は、工事完了後速やかに「公共共仕」に規定する書類の他、監督員が必要と指示する書類を提出すること。

10-2 公共ます設置台帳を指定の用紙により作成し、提出すること。

10-3 基準点より、マンホールの座標データを提出すること。

10-4 完成図を提出すること。

11. 検査

11-1 受注者は、現場の基準点を明確にし、検査に必要な器具、機械を準備すること。

11-2 受注者は、検査を迅速に行えるよう人員を配置し、手際よく行動すること。

12. その他

12-1 他工事との調整は監督員及び関係施行者と協議のうえ、工程調整を行うこと。

工事施工に先立ち、道路占用許可申請書、道路交通障害報告書、道路使用申請書等を速やかに監督員及び関係機関へ提出する 12-2

- 12-3 必要に応じて、当工区の工事説明用回覧板を作成すること。
- 12-4 受注者の責任により生じた数量、工事費の増加に伴う設計変更は認めない。
- 1日の作業時間が午後5時を越えると予想される場合は、午後4時までに監督員にその旨を連絡すること。また、1日の作業が終了次第、 監督員に作業終了確認の連絡をすること。 12–5
- 公共土木工事などの請負作業を実施するにあたっては、環境に配慮すること。 12-6
- バックホウ・振動ローラ等の建設機械等については、低騒音型・排出ガス対策型のものを使用すること。 12-7
- 環境汚染につながる緊急事態がおこった場合に対応できる体制及び資材を整えておくこと。 12-8
- 12-9 提出書類については、可能な限り両面コピーで提出すること。
- 工事写真については基本的に電子納品とする。ただし、電子納品が困難な場合は、監督員と協議し承諾を得ること。 12-10
- 毎月末の履行状況を所定の様式に基づき作成し、翌月3日までに監督員に提出しなければならない。 12-11
- 12-12 マンホール蓋デザインは、関第一から第五処理分区については「町並み/アスレ」、その他処理分区については「亀山城とハナショウブ」 を使用すること。
- 石綿管処理が必要となった場合、石綿障害予防規則及び廃棄物処理法等の関係法令に基づき行うこと。 12 - 13
- 農地を一時的に作業ヤード、現場事務所、資材置場、又は仮駐車場として利用する場合は、農地の一時転用など適切な対応を行うこと。 12-14
- 局地的な大雨に対する下水道工事における安全対策について、情報収集、作業中止基準、対応方法等を施工計画書に記載すること。 12-15
- 境界確定されている箇所については、座標管理をし、境界鋲を復元すること。 12 - 16

- 12-17 As,Co 塊、土砂等の処理に伴う運搬業務について、下請を行う場合、部分下請負通知書に記載すること。
- 「亀山市公共建築物等木材利用方針(平成23年4月1日)」第5の1に基づき、間伐材及び木製品を積極的に利用すること。 12-18
- 12-19 週間工程表を提出すること。
- 12-20 近隣事業所及び住民の車両等の迂回路が確保できるよう努めること。
- 設計照査により、設計図書と現地に差異等が生じた場合は、発注者・受注者・設計コンサルタントと三者協議を行うこと。 12-21
- 12-22 隣接工事との工程調整を定期的に行い、遅延の無いよう取り計らうこと。

(建設リサイクル法に関する条件明示等)

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ((平成 12 年法律第 104 号) 以下「建設リサイクル法」という。) に基づき、特定建設資材の分別解体 等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。

積算条件

- ① 分別解体等の方法
- ※「分別解体の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

	30,00,3111 : 30 12:13	2 NA(= 2) (10)(N(= 1)	る
工程	工程	作業内容	分別解体等の方法(※)
~	①仮設	仮設工事	□手作業
ح		□有 ■無	□手作業・機械作業の併用
0	②土工	土工事	□手作業
作		■有□無	□手作業・機械作業の併用
業	③基礎	基礎工事	□手作業
内容		□有 ■無	□手作業・機械作業の併用
及	④本体構造	本体構造の工事	□手作業
び		□有 ■無	□手作業・機械作業の併用
解	⑤本体付属品	本体付属品の工事	□手作業
体		□有 ■無	□手作業・機械作業の併用
方	⑥その他	その他の工事	□手作業
法		■有 □無	■手作業・機械作業の併用

② 再資源化等をする施設の名称及び所在地

再資源化施設名を明示することは、再資源化施設を指定するものと解釈され、 自由な競争を阻害する恐れがあるため、明示はしないものとする。

なお、積算上は「運搬費+受入料金」の合計額の最も安価となる再資源化施設 を想定している。

- 2. 元請業者から発注者への書面による事前説明(建設リサイクル法12条関係) 少なくとも以下の事項について説明する。
 - ・ 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
 - ・ 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
 - ・ 工事着手の時期及び工程の概要
 - ・ 分別解体等の計画
 - ・ 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の 見込み

以上の説明については、建設リサイクル法省令で定めた様式第1号の別表1(建築物に係る解体工事)、別表2(建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様換))、別表3-1、3-2(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等))のうち、当該工事に該当する別表及び工程表を工事を請け負おうとする者が作成し、契約締結前に契約担当者又は工事担当課長等に説明するものとする。

- 3. 工事請負契約書「7. 解体工事に要する費用等」に記入する内容について 契約締結時に発注者と請負者の間で確認した次の事項を請負者が記入するものと する。
 - (1) 解体工事に要する費用
 - (2) 再資源化等に要する費用
 - (3) 分別解体の方法
 - (4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地